



山形県公報

平成19年6月19日(火)
第1850号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... (庄内総合支庁福祉課) ...981  
 土地改良区の定款変更の認可..... (置賜総合支庁農村計画課) ... 同  
 平成17年7月県告示第627号(建築基準法第7条の3第1項及び第6項に基づく特定工程等の  
 指定)の一部改正..... (建築住宅課) ...982  
 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の指定..... ( 同 ) ... 同  
 県営住宅の駐車場の使用料の額..... ( 同 ) ... 同  
 開発行為に関する工事の完了..... (置賜総合支庁建築課) ...986

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

直接請求に必要な有権者の数..... 同

### 公 告

一般競争入札の公告..... (保健医療大学) ...987

## 告 示

### 山形県告示第654号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次の指定介護療養型医療施設は、その指定を辞退した。

平成19年6月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護療養型医療施設の名称 | 所 在 地        | 辞 退 の 効 力<br>発 生 年 月 日 |
|----------------|--------------|------------------------|
| 真 島 医 院        | 鶴岡市山王町3 - 29 | 平成19. 5.31             |

### 山形県告示第655号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年6月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
東置賜郡二井宿土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東置賜郡高島町大字二井宿2796番地

## 3 認可年月日

平成19年6月11日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

## 山形県告示第656号

平成17年7月県告示第627号(建築基準法第7条の3第1項及び第6項に基づく特定工程等の指定)の一部を次のように改正し、平成19年6月20日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う建築物について適用する。

平成19年6月19日

山形県知事 齋 藤 弘

「第7条の3第1項」を「第7条の3第1項第2号」に改める。

第3項及び第4項を次のように改める。

## 3 中間検査を行う建築物

次に掲げる建築物とする。ただし、法第85条第5項の適用を受けるものを除く。

- (1) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が3以上であり、かつ、延べ面積が500平方メートルを超えるもの(次号に掲げるものを除く。)
- (2) 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物のうち、地階を除く階数が3以上である共同住宅

## 4 指定する特定工程

次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める工程とする。

- (1) 前項第1号に掲げる建築物 基礎及び地中ばりの配筋工事並びに2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事又は2階の床版の取付工事
- (2) 前項第2号に掲げる建築物 基礎及び地中ばりの配筋工事並びに2階の床版の取付工事

## 山形県告示第657号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関を次のとおり指定した。

平成19年6月19日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

財団法人日本建築センター

東京都千代田区外神田六丁目1番8号

## 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

- (1) 事務所の名称 財団法人日本建築センター本部  
事務所の所在地 東京都千代田区外神田六丁目1番8号
- (2) 事務所の名称 財団法人日本建築センター大阪事務所  
事務所の所在地 大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号

## 3 業務の開始の日

平成19年6月20日

## 山形県告示第658号

山形県県営住宅条例(昭和37年3月県条例第23号)第25条の3第1項に規定する使用料を次のように定め、平成19年7月1日から施行し、平成16年2月県告示第116号(県営住宅の駐車場の使用料の額)は、平成19年6月30日限り廃止する。

平成19年6月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 住 宅 名                        | 使用料の額(円) |
|------------------------------|----------|
| 県営鈴川第2アパート1号、2号、3号、4号及び5号    | 1,900    |
| 県営五十鈴アパート1号、2号及び3号           | 1,900    |
| 県営飯塚アパート1号及び2号               | 1,400    |
| 県営南山形アパート1号、2号、3号、4号及び5号     | 1,500    |
| 県営馬見ヶ崎アパート1号及び2号             | 1,900    |
| 県営桧町アパート1号及び2号               | 2,000    |
| 県営宮町アパート1号、2号、3号及び4号         | 2,100    |
| 県営深町アパート1号、2号、3号及び4号         | 2,000    |
| 県営きたまちアパート1号、2号及び3号          | 1,900    |
| 県営あたごアパート                    | 2,200    |
| 県営東山住宅                       | 1,400    |
| 県営十日町アパート                    | 2,800    |
| 県営通町アパート1号、2号及び3号            | 1,200    |
| 県営太田町アパート1号、2号、3号及び4号        | 1,200    |
| 県営春日アパート1号、2号及び3号            | 1,400    |
| 県営中田第1アパート1号、2号、3号、4号、5号及び6号 | 1,300    |
| 県営中田第2アパート1号及び2号             | 1,300    |
| 県営玉の木アパート                    | 1,400    |
| 県営成島アパート1号及び2号               | 1,400    |
| 県営米沢中央アパート1号及び2号             | 2,100    |
| 県営相生アパート1号、2号及び3号            | 1,400    |
| 県営大西町アパート1号及び2号              | 1,500    |
| 県営美原アパート1号、2号、3号及び4号         | 1,600    |

|                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| 県営東部アパート1号、2号及び3号                    | 1,600 |
| 県営稲生住宅                               | 1,400 |
| 県営茅原アパート1号、2号及び3号並びに県営茅原住宅           | 1,400 |
| 県営城南アパート1号及び2号                       | 1,500 |
| 県営末広アパート1号、2号及び3号                    | 1,400 |
| 県営川南アパート1号、2号及び5号並びに県営川南住宅3号及び4号     | 1,400 |
| 県営こがねアパート1号、2号及び3号並びに県営こがね住宅         | 1,700 |
| 県営東泉アパート1号、2号及び3号                    | 1,700 |
| 県営鳥海アパート1号、2号及び3号                    | 1,500 |
| 県営新橋アパート                             | 1,600 |
| 県営北新町アパート                            | 1,500 |
| 県営三吉町アパート1号、2号及び3号                   | 1,300 |
| 県営若葉東アパート1号、2号及び3号                   | 1,300 |
| 県営南寒河江アパート1号及び2号                     | 1,500 |
| 県営塩水アパート1号、2号、3号、4号、5号及び6号           | 1,400 |
| 県営土屋倉アパート1号、2号及び3号                   | 1,500 |
| 県営金生アパート                             | 1,600 |
| 県営鷺ヶ袋アパート1号及び2号                      | 1,600 |
| 県営長清水アパート1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号及び9号 | 1,400 |
| 県営楯岡アパート                             | 1,300 |
| 県営楯岡中町アパート                           | 1,400 |
| 県営小出アパート1号及び2号                       | 1,300 |
| 県営成田アパート                             | 1,100 |
| 県営屋城町アパート                            | 1,200 |

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 県営日光アパート1号、2号、3号、4号及び5号   | 1,700 |
| 県営長岡アパート1号、2号、3号及び4号      | 1,800 |
| 県営交り江アパート1号及び2号           | 1,800 |
| 県営天童駅西アパート1号、2号及び3号       | 2,000 |
| 県営天童駅南アパート1号及び2号          | 2,000 |
| 県営天童南部アパート1号、2号、3号、4号及び5号 | 1,900 |
| 県営東根中央アパート1号、2号及び3号       | 1,700 |
| 県営尾花沢アパート                 | 1,300 |
| 県営関口アパート1号、2号及び3号         | 1,200 |
| 県営桜木アパート1号及び2号            | 1,500 |
| 県営近江アパート1号、2号及び3号         | 1,500 |
| 県営中原アパート1号及び2号            | 1,400 |
| 県営長崎アパート                  | 1,300 |
| 県営谷地アパート1号及び2号            | 1,300 |
| 県営左沢アパート                  | 1,100 |
| 県営大石田アパート                 | 1,200 |
| 県営あけぼのアパート                | 1,200 |
| 県営糠野目アパート                 | 1,400 |
| 県営糠野目第2アパート               | 1,300 |
| 県営大町アパート                  | 1,300 |
| 県営館之北アパート                 | 1,100 |
| 県営小国アパート1号及び2号            | 1,000 |
| 県営白鷹アパート                  | 1,100 |
| 県営宝前町住宅                   | 1,100 |

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 県営あらとアパート1号及び2号 | 1,300 |
| 県営飯豊アパート        | 1,000 |
| 県営狩川アパート        | 1,000 |
| 県営余目アパート        | 1,100 |
| 県営遊佐アパート        | 1,100 |

## 山形県告示第659号

次の開発行為は、完了した。

平成19年6月19日

山形県知事 齋藤 弘

- 許可番号  
平成19年1月16日 指令置総建第33号
- 開発区域に含まれる地域の名称  
西置賜郡白鷹町大字畔藤字西新町裏2826番1、2826番2、2828番1、2830番2  
西置賜郡白鷹町大字畔藤字西館ノ下9178番3
- 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
西置賜郡白鷹町大字畔藤2828番地1  
衣袋建設株式会社 代表取締役 衣袋志郎

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成19年6月19日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 19,641人

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算した数 230,338人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区名        | 3分の1の数  | 選挙区名          | 3分の1の数  | 選挙区名 | 3分の1の数  |
|-------------|---------|---------------|---------|------|---------|
| 山形市         | 67,903人 | 村山市           | 7,779人  | 西村山郡 | 12,762人 |
| 米沢市         | 24,341人 | 長井市           | 8,328人  | 最上郡  | 13,615人 |
| 鶴岡市         | 38,619人 | 天童市           | 16,929人 | 東置賜郡 | 12,229人 |
| 酒田市・<br>飽海郡 | 36,586人 | 東根市           | 12,373人 | 西置賜郡 | 9,502人  |
| 新庄市         | 10,793人 | 尾花沢市・<br>北村山郡 | 8,155人  | 東田川郡 | 8,779人  |
| 寒河江市        | 11,662人 | 南陽市           | 9,463人  |      |         |
| 上山市         | 9,860人  | 東村山郡          | 7,670人  |      |         |

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、学内ネットワークシステムの賃貸サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年6月19日

山形県立保健医療大学長 日下部 明

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市上柳260番地 山形県立保健医療大学 4階401会議室
- (2) 日 時 平成19年7月30日(月) 午前10時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 学内ネットワークシステムの賃貸サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成19年10月1日から平成24年9月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち6箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成19年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成19年1月30日付け県公報第1811号)により公示された資格を有すること。
- (2) 当該賃貸物品と同等の類似品に係る納入実績があることを証明できること。
- (3) 当該賃貸物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。
- (4) 9の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市上柳260番地 山形県立保健医療大学総務課総務係 電話番号023(686)6695

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則

第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書、仕様書その他必要な書類(以下「仕様書等」という。)を平成19年7月13日(金)正午までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured: Lease service of a computer for Yamagata Prefectural University of Health Sciences : One set

(2) Time-limit for tender : 10:00A.M. July 30, 2007

(3) Contact point for the notice : Yamagata Prefectural University of Health Sciences, 260 kamiyanagi, yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2212 Japan TEL 023-686-6695